建設業許可事務の制度改正について(まとめ)

令和2年4月1日施行(建設業法施行規則、許可事務ガイドライン関係)

- 1 経由事務の廃止について(大臣許可業者、建設業法施行規則関係) 大臣許可業者は許可関係書類を直接所管地方整備局に送付する。
- 2 様式の廃止について(全業者、建設業法施行規則関係) 許可申請書様式第11号の2の提出を不要とする

令和2年3月現在の状況

関係例規の整備が完了し、実施が既に確定している

令和2年10月1日施行(建設業法関係)

- 1 許可基準の見直しについて(法第7条関係) 経営業務の管理責任者の要件(役員経験、対象業種)を拡大する予定 適切な社会保険への加入(加入義務がある業者)義務付け (加入への適用除外業者を除く)
- 2 許可を受けた地位承継の規定整備(法第17条の2、法第17条の3関係) 合併、相続の円滑化を図るため許可承継を前提とした「認可制度」を導入
- 3 監理技術者の専任義務の緩和(法第26条関係) 技士補資格を創設し、技士補を常駐させることで監理技術者が複数現場の兼務を 可能とする。
- 4 主任技術者の配置義務の合理化(法第26条の3関係) 特定専門工事(鉄筋、型枠工事)において複数の同一特定専門業者が下請工事に 入る場合、当該下請業者は主任技術者配置が省略できる。 (発注者、元請業者の同意が必要)
- 5 標識の掲示義務の緩和(第40条関係) 工事現場に掲げる許可標識の掲示を元請業者に限定し、下請業者は掲示を要さな いこととした。

(施工体系図で表示することとする予定)

令和2年3月現在の状況

実施は確定しているが、制度の詳細を定めた規定(通知等)は発出されていない。

詳細が確定したら県HP「建設業のひろば」等で公表します。